

## 除草作業における安全対策の不徹底について

令和 7 年 9 月 1 日 建設部道路管理課

## 1 事案の概要

令和 7 年 6 月 9 日（月）、市民からの依頼を受けていた道路畦畔部分の除草作業を作業員 1 名で行ったところ、隣接地に駐車していた市民所有の自家用車のリアガラスが損傷していたものです。

## 2 経過

月日	時間 ※24 時間表記	内 容
6 月 9 日	8 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員 1 名に対し、作業場所、作業内容を指示</li> <li>・ 作業員が現場に到着、この時点でガラスが割れていることを確認したが、作業を開始した。</li> <li>・ 市民が、リアガラスが割れていることを確認し、警察に連絡（作業員は状況を警察に話した後、帰宅）</li> </ul>
	9 : 1 5	
	9 : 4 0	
6 月 1 2 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社に相談。双方の認識に相違があるが、被害発生場所及び除草作業範囲の近接状況から、保険対応が可能と回答があった。</li> </ul>
6 月 1 3 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内で協議し、保険による対応を検討することとした。</li> </ul>

## 3 原因

- (1) 当日 2 名での作業を予定していたところ、1 名が体調不良で急遽休みとなった中、市民からの早期実施の要望もあり、1 名での作業を指示したこと。
- (2) 隣接地に民家及び車両がある状況において、飛び石対策を実施していなかったこと。
- (3) 現場到着時、ガラスが割れていることを確認した時点で相手方へ伝えるなど、予防的措置をとることなく作業を開始したこと。

## 4 再発防止策

- (1) 除草作業実施の強い要望があった場合でも、複数名で作業できない場合には、相手方に別日で作業することを説明し、2 名以上で実施することを徹底する。

- (2) 刈払機を使用する場合、作業者の後方にも小石が飛ぶ可能性があるため、周辺に被害が及ぶ可能性がある場所で作業する際は、安全対策の実施を徹底する。
- (3) 作業開始前に現場周辺に異常がある場合、1人で判断せず、上司の指示のもと、関係者への連絡や作業を中止するなど、疑いをもたれない行動を徹底する。

**【現場略図】**

